（注１）金融商品の時価の算定方法

⑴　現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑵　未払金

未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであります。

（単位：円）

| | 貸借対照表計上額 |
|---|---|
| 敷金・保証金（※） | 113,539,800 |

（※）敷金・保証金については、将来のキャッシュ・フローの発生時期が未定であり、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

〔資産除去債務関係〕

当法人は、特許庁庁舎の国有財産使用許可書及び事務所等の不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復義務を有しておりますが、当該債務に関連する庁舎及び事務所等の使用期限が明確でなく、移転時期も未定であることから、資産除去債務を合理的に見積ることができません。そのため当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

〔その他情報〕

１．重要な債務負担行為

（単位：円）

| 件名 | 契約額 | 翌事業年度以降支払予定額 |
|---|---|---|
| タイムスタンプ保管システム設計・開発・運用事業 | 996,192,000 | 841,440,960 |
| 知財総合支援窓口運営業務（47箇所） | 3,466,890,801 | 1,735,617,026 |
| 情報・研修館情報基盤システムの調達支援及び構築支援業務 | 51,840,000 | 19,440,000 |
| 新興国等知財情報データバンクの提供サービス | 64,983,060 | 57,762,720 |
| ＩＰ・ｅラーニングサービスの提供事業 | 188,856,144 | 170,106,609 |
| 開放特許情報データベース等提供事業 | 180,376,502 | 180,376,502 |

２．重要な後発事象

該当事項はありません。

## 厚生年金基金清算結了公告

当厚生年金基金は、平成29年10月26日厚生労働大臣の承認により清算を結了したので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定により、なお、その効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令第47条第２項に基づき公告します。

平成29年11月24日

島根県松江市馬潟町67番地５
山陰自動車業厚生年金基金
代表清算人　櫻井　誠己

## 厚生年金基金清算人退任公告

当厚生年金基金は、平成29年10月26日をもって清算結了の承認を受けたので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定により、なお、その効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令第43条に基づき公告します。

１．代表清算人氏名　櫻井　誠己

２．住所　島根県松江市学園南１の11の40

平成29年11月24日

山陰自動車業厚生年金基金

## 行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢70代以上、性別不詳（推定男性）、白骨遺体、身長157センチメートルから160センチメートル位、着衣無し、所持品無し

上記の者は、平成29年６月３日宮城県名取市下増田字南原無番地の砂浜にて死体で発見されました。死亡原因は不詳。

身元不明のため火葬に付し、遺骨は委託葬儀社にて保管しております。心当たりのある方は、当市社会福祉事務所まで申し出てください。

平成29年11月24日

宮城県　　名取市長　山田　司郎

## 行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢40～60歳位、身長180㎝、灰色半袖Ｔシャツ、紺色半ズボン、トランクス、スニーカー、靴下、紺色バック、黒色バック、紺色帽子、腕時計の男性の死体

上記の者は、平成29年９月14日午後２時30分頃、神奈川県足柄上郡山北町神縄字ヲキツチ1158番地山林内にて発見され平成29年７月下旬死亡と推定されます。遺体は火葬に付し、遺骨を山北町実相寺に保管してあります。身元不明につき心当たりのある方は、当町福祉課まで申し出てください。

平成29年11月24日

神奈川県　足柄上郡山北町長　湯川　裕司

## 農業協同組合法第73条第４項で準用する法第64条の２の届出に関する公告

下記に掲げる農事組合法人であって、本日現在において、当該農事組合法人に関する登記が最後にあった日から５年を経過しているものは、事業を廃止していないときは、２箇月以内に農業協同組合法施行規則（平成17年農林水産省令第27号）第208条の２で定めるところにより、長野県農政部農業政策課に、その旨の届出をされたい。

なお、当該農事組合法人が本日から２箇月以内に、その届出をせず、また、当該農事組合法人に関する登記がされないときは、当該農事組合法人は、その期間の満了時の時に解散したものとみなされる。

平成29年11月24日

長野県知事　阿部　守一